

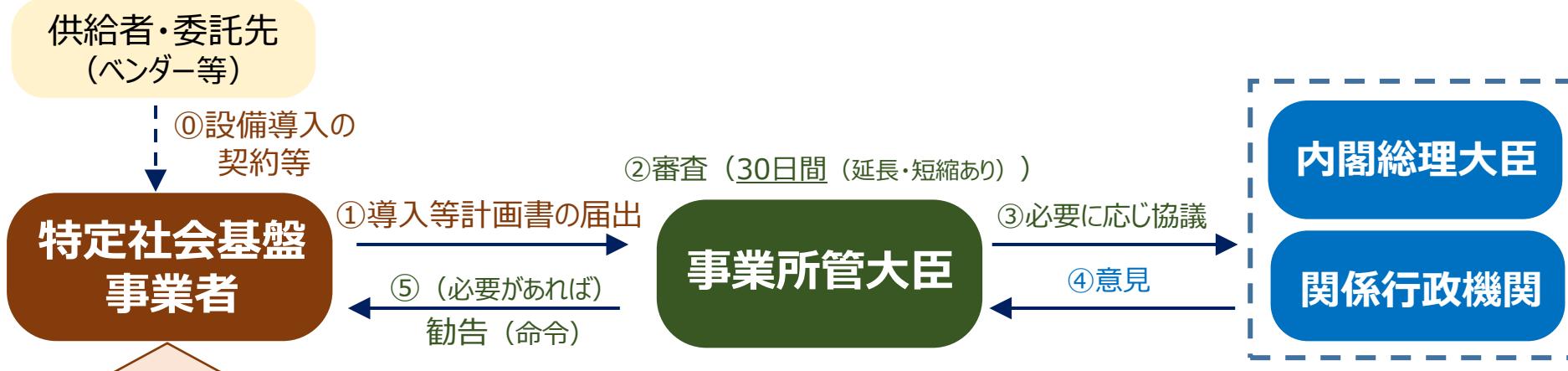
# **経済安全保障推進法における特定社会基盤役務 の安定的な提供の確保に関する制度 (説明会資料)**

**2025年7月1日**

# 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の概要

- 基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準のもと、基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者。6/20時点で254者）を指定し、国が定めた重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度を構築。令和5年11月に法を施行し、令和6年5月17日から制度運用開始。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が、我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれがあると認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。

## 制度のスキーム



(1) **対象事業**…法律で次の分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し政令で絞り込み。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送 (注)	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード

(2) **対象事業者（特定社会基盤事業者）**…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、省令で基準を作成し、該当する者を指定・告示。

(注) 港湾運送分野については、令和7年4月1日に施行。令和7年11月2日より届出義務の適用開始。

# 規制対象の考え方（イメージ）

- 国は規制対象となる事業、事業者、特定重要設備、重要維持管理等を政省令で規定。
  - 特定社会基盤事業：法律で規制対象の外縁となる事業（電力、通信、放送、銀行等）を列挙した上で、政令で絞込み
  - 特定社会基盤事業者：事業区分ごとに指定基準を省令で定め、対象事業者を指定
  - 特定重要設備：役務の安定的な提供において重要、かつ妨害行為の手段として使用されるものを省令で規定
  - 重要維持管理等：特定重要設備の機能維持又は役務の安定的な提供において重要、かつ妨害行為の手段として使用されるものを省令で規定

## ● 対象分野

電気	ガス	石油
水道	鉄道	貨物自動車運送
外航貨物	港湾運送*	航空
空港	電気通信	放送
郵便	金融	クレジットカード

※令和6年法改正により追加（令和7年4月1日より施行）。

特定社会基盤事業  
(政令で絞り込み)

特定社会  
基盤事業者X

事業者Y  
(規制対象外)

「我が国の外部からの妨害に利用されるおそれ」を審査

供給

特定重要  
設備A  
の供給者

特定重要  
設備A

維持管理等の委託

重要維持  
管理等の  
委託先

(重要維持管理  
等に該当しない)  
委託先  
(規制対象外)

設備B  
(規制対象外)

設備C  
(規制対象外)

構成設備a1  
の供給者

構成設備a2  
の供給者

設備a3  
(規制対象外)

構成設備a1  
の供給者

構成設備a2  
の供給者

設備a3の  
供給者  
(規制対象外)

…

# 導入等計画書の記載事項

## 特定重要設備の導入の場合

## 詳細

特定重要設備の概要	✓ 特定重要設備の種類、名称、機能、設置及び使用する場所
導入の内容及び時期	<p>【内容】</p> <p>✓ 導入の目的、導入に携わる者に関する情報（名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法國等（個人の場合は氏名、住所及び国籍等）及び導入との関係）</p> <p>【時期】</p> <p>✓ 導入に関する一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点</p>
特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの	<p>✓ 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所及び設立準拠法國等（個人の場合は氏名、住所及び国籍等）【添付書類：登記事項証明書※等】</p> <p>✓ 特定重要設備の供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者に関する情報（名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及び議決権保有割合）</p> <p>✓ 特定重要設備の供給者の役員等（以下の①から⑤までに掲げるもの）の氏名、生年月日及び国籍等【添付書類：登記事項証明書※等、旅券の写し等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 株式会社：取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）</li> <li>② 持分会社：業務執行社員</li> <li>③ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合：理事</li> <li>④ 民法組合：組合員</li> <li>⑤ その他の法人又は団体：①から④までに定める者に準ずる者</li> </ul> <p>✓ 特定重要設備の供給者が過去3年間において、外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体）との取引に係る売上高が、売上高の総額に占める割合の25%以上を占める場合、該当する事業年度、外国政府等の名称及び割合</p> <p>✓ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地（国または地域の名称）</p>
(※) 構成設備の供給者、委託の相手方、再委託の相手方も同等の事項を記載	※供給者等が日本で登記している場合、登記事項証明書の添付を省略可
特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項	✓ リスク管理措置の実施状況

(注) 下線は、**特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出（バイパス）** することができる情報。

※リスク管理措置の一部の項目の確認書類についても、バイパス可能（様式の記載上の注意参照）

# 導入等計画書（導入の場合）の記載について（1／3）

## 記載例

### 1. 特定重要設備の概要

① 特定重要設備の種類	○○○○による安全保障の確保の推進に関する○○○○に関する省令 ○○○○の設備
② 特定重要設備の名称	×××に係る設備
③ 特定重要設備の機能	○○、△△、××、に係るサービスを提供
④ 特定重要設備を設置する場所	○○(△県、×県)
	特定重要設備を使用する場所 ○○

### 2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	導入の目的		・○○に伴う導入 ・△△に伴う導入
	導入に携わる者に関する事項 ⑤	名称及び代表者の氏名	名称: ×× 代表者: △△
		住所	○○
		設立準拠法等	○国
		導入との関係	○○に該当。△を行う。
⑥ 時期			○年○月○日～○年○月○日

### 【記載事項に関する説明】

- ① 省令において定められている特定重要設備のうちのいずれに該当するかを記載。
- ② 特定重要設備を特定する事項として品名や型番号等を記載。
- ③ 特定重要設備が有する固有の役割を果たす機能を記載。
- ④ 特定重要設備を設置する場所、使用・操作する場所を記載。少なくとも都道府県までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載。
- ⑤ 特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者に関する情報を記載。
  - (1)特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者
  - (2)特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者
- ⑥ 特定重要設備を導入するために必要な一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点（年月日）を記載。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「（予定）」と併せて記載。

## 導入等計画書（導入の場合）の記載について（2/3）

### 記載例

#### 3. 特定重要設備の供給者に関する事項

##### (1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	名称: ××、代表者: △△
住所	○○
⑦ 設立準拠法國等	○国

##### (2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法國等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
⑧ ①	○○太郎	△国	○.×% (△年△月△日)
②			
③			
④			

##### (3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
⑨ ①	○○太郎	△年△月△日	○国
②			
③			
④			

#### 【記載事項に関する説明】

- ⑦ 設立に当たって準拠した法令を制定した国名又は地域名を記載。
- ⑧ 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載。
- ⑨ 相手方の役員（省令で定める範囲の役員。例えば、指名委員会等を設置する株式会社であれば取締役及び執行役）の氏名、生年月日、国籍等を記載。

# 導入等計画書（導入の場合）の記載について（3/3）

## 記載例

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

⑩ ○年○月○日～○年○月○日の3年間

⑪ 該当あり、該当なし

事業年度	外国政府等の名称	割合(%)

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	○国
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>

4. 構成設備に関する事項（省略） ※特定重要設備と同様の事項

5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェックボックス	備考欄
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	<input checked="" type="checkbox"/>	※左記と同一でない取組を行っている場合は、その内容を記載

## 【記載事項に関する説明】

⑩ 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度を記載。

例えば、事業年度が毎年4月1日～翌年3月31日の場合、届出を2025年8月1日に行ったときは、2022年4月1日～2025年3月31日の3年間、届出を2025年5月1日に行ったときは、2021年4月1日～2024年3月31日の3年間になります。

⑪ 記載した期間のうちいずれか、1事業年度において、外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体との取引について、国ごとに合計した売上高の額が、特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合の25%以上であるときは、該当ありにチェックし、それ以外の場合は該当なしにチェックする。該当なしにチェックした場合、事業年度・国名・割合の記載は不要。

⑫ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載。

# リスク管理措置の考え方

## 基本指針における記載

- 特定社会基盤事業者が、特定重要設備の導入やその重要維持管理等の委託について特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるためには、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効である。このリスク管理措置の実施に関する事項は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たり必要な要素となることから、その実施状況を導入等計画書の届出内容によって確認することとする。
- リスク管理措置としては、例えば次のようなものが考えられる。なお、リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない。また、事業所管大臣は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする。

### ＜リスク管理措置の考え方＞

- ✓ 以下「参考」において示すように、具体的な項目のうち、特定社会基盤事業者が実施した措置の項目にチェックを付し、導入等計画書に関する届出において提出する形とする。また、特定社会基盤事業者において主体的に実施している取組についても適切に評価できるよう、当該取組を記載する欄を設ける。なお、リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、項目として掲げる措置の全てを常に講ずることが求められるものではない。
- ✓ リスク管理措置の実施状況について、リスク管理措置の具体的な実施方法については、事業所管大臣が特定社会基盤事業者等の主体的な取組を適切に評価する。そのため、必ずしも掲げている項目の内容と同一の内容ではなくとも、同等のリスク管理が実施できていると認められるものについては、その内容を備考の欄に記載した上でチェックを付すことを認めることとする。
- ✓ リスク管理措置の実施状況は審査において考慮する要素であるため、その実施状況を確認できることが必要である。そのため、導入等計画書の届出に当たっては、取組状況を確認できる資料を添付することとする。確認できる資料とは、例えば契約書やマニュアル等が考えられるが、事業ごとの実態等も踏まえリスク管理措置が実質的に担保できていると判断し得る書類であれば問題なく、これに限るものではない。

(参考) リスク管理措置の届出様式（チェックボックス形式）

項目	チェックボックス	備考
①－1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) リスク管理措置のうち、一部の事項については、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に対して確認書類を提出することができる。

# リスク管理措置の一覧（特定重要設備を導入する場合－①）

- ✓ 特定重要設備の導入について特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるためには、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて適切にリスク管理措置を講ずることが有効です（すべての項目を常に実施することを求めるものではない。）。
  - ✓ 導入等計画書においては、**実施したリスク管理措置の項目にチェックを付して届け出る必要**がある。なお、掲げている項目の内容と同一の内容ではなくとも、同等のリスク管理が実施できていると認められるものについては、その内容を備考の欄に記載した上でチェックを付すことが可能。
- ※各省庁の主務省令において、個別に別途リスク管理措置を設けている場合があるので、届出を行うに当たっては主務省令を確認する必要がある。

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	<p><b>①-1</b> 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※1を確認している。            ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。</p> <p><b>①-2</b> 特定社会基盤事業者※1は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※2を確認している。            ※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。            ※2 当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。</p> <p><b>②-1</b> 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。</p> <p><b>②-2</b> 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。            ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p><b>③-1</b> 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。</p> <p><b>③-2</b> 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。            ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p><b>④-1</b> 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は隨時に確認を行うことを確認している。</p> <p><b>④-2</b> 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は隨時に確認を行うことを確認している。            ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p><b>⑤-1</b> 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。</p> <p><b>⑤-2</b> 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。            ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>

## リスク管理措置の一覧（特定重要設備を導入する場合－②）

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。</p>	<p>⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイダンス等を自ら適切に整備・実施している。</p> <p>⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制を確立していることを確認している。</p> <p>⑧-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。</p> <p>⑧-2 特定社会基盤事業者※は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が、詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>
<p>(2) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。</p>	<p>⑨-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。</p> <p>⑨-2 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p>⑩-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。</p> <p>⑩-2 特定社会基盤事業者※は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。</p>
<p>(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。</p>	<p>⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制（バックアップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等）について、自ら整備している。</p> <p>⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制（マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等）を自ら整備している。</p> <p>⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装することを確認している。</p>

## リスク管理措置の一覧（特定重要設備を導入する場合－③）

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。</p>	<p><u>⑯-1</u> 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。</p> <p><u>⑯-2</u> 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>
<p>(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p>	<p><u>⑰-1</u> 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p><u>⑰-2</u> 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。</p> <p><u>⑱</u> 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p>
<p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>	<p><u>⑲</u> 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。</p>

※ チェックを付した項目については、リスク管理措置を講じていることを証する書類（確認書類）を添付すること。この「証する書類」は、事業ごとの実態等も踏まえリスク管理措置が実質的に担保できていると判断し得る書類であれば可能。

※ 項目に下線を引いているもの（⑯-2、⑰-2、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛）については、特定重要設備の供給者などが、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる。

※ 具体的な取組の例や、リスク管理措置を講じていることを証する書類の例等については、技術的解説（経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説）で解説している。

# リスク管理措置の一覧（特定重要設備の重要維持管理等を委託する場合 – ①）

- ✓ 特定重要設備の重要維持管理等の委託について特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるためには、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて適切にリスク管理措置を講ずることが有効です（すべての項目を常に実施することを求めるものではない。）。
- ✓ 導入等計画書においては、**実施したリスク管理措置の項目にチェックを付して届け出る必要**がある。なお、掲げている項目の内容と同一の内容ではなくとも、同等のリスク管理が実施できていると認められるものについては、その内容を備考の欄に記載した上でチェックを付すことが可能。  
※各省庁の主務省令において、個別に別途リスク管理措置を設けている場合があるので、届出を行うに当たっては主務省令を確認する必要がある。

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。</p>	<p>① 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は隨時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p> <p>② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理を定期的に行っており、また、今後交換する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。</p> <p>③ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防衛）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p> <p>④ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防衛）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p> <p>⑤ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>
<p>(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。</p>	<p>⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。</p> <p>⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。</p>
<p>(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。</p>	<p>⑧ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えは、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認している。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>

## リスク管理措置の一覧（特定重要設備の重要維持管理等を委託する場合 – ②）

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>（4）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。</p>	<p><b>⑨－1</b> 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。</p> <p><b>⑨－2</b> 特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。 ※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>
<p>（5）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p>	<p><b>⑩－1</b> 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p><b>⑩－2</b> 特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。</p> <p><b>⑪</b> 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を実施する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p>
<p>（6）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国への外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>	<p><b>⑫</b> 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。</p>

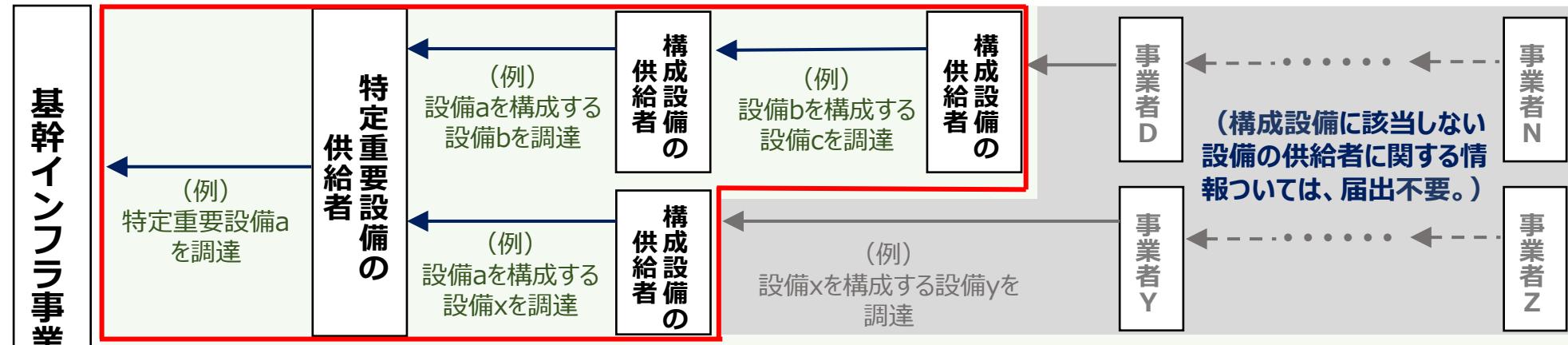
- ※ チェックを付した項目については、リスク管理措置を講じていることを証する書類（確認書類）を添付すること。この「証する書類」は、事業ごとの実態等も踏まえリスク管理措置が実質的に担保できていると判断し得る書類であれば可能。
- ※ 項目に下線を引いているもの（**①、③、④、⑤、⑧、⑨－2、⑩－2の項目**）については、重要維持管理等の委託の相手方などが、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる。
- ※ 具体的な取組の例や、リスク管理措置を講じていることを証する書類の例等については、技術的解説（経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説）で解説している。

# 経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における届出の対象範囲

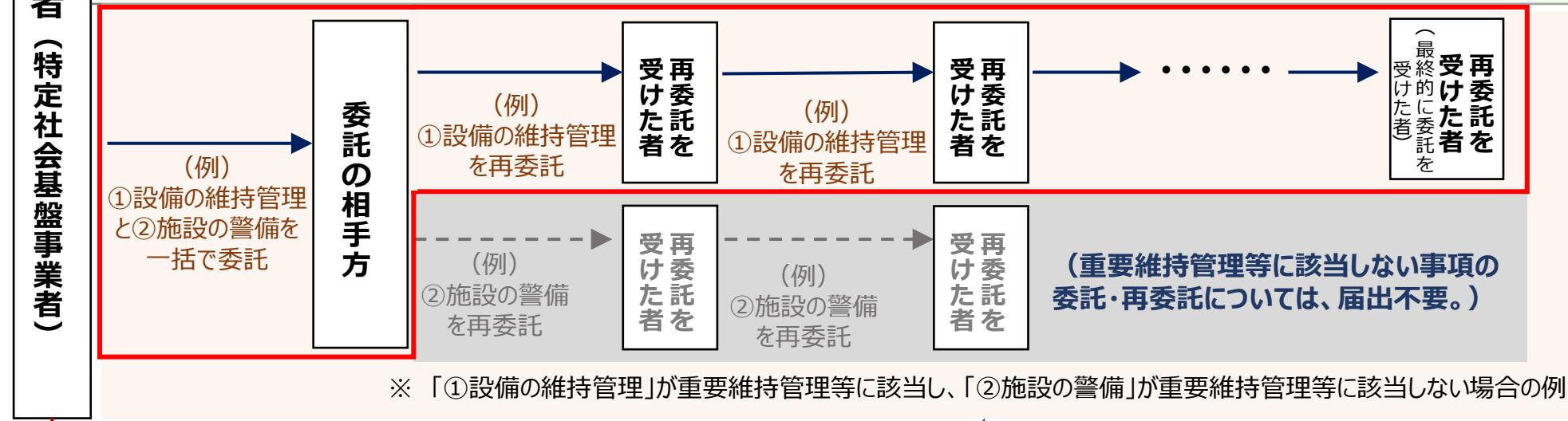
- ✓ 経済安全保障推進法には、「特定重要設備の導入」に係る届出・審査と、「特定重要設備の重要維持管理等の委託」に係る届出・審査が存在。前者については構成設備の供給者まで、後者については重要維持管理等の委託先全てに関する情報の届出が必要（重要維持管理等については例外的に、一定の要件を満たせば一部事項の省略が可能。）。

赤枠：届出が必要な範囲。

特定重要設備の導入



重要維持管理等の委託



**届出**  
(一部の届出事項は、供給者等から事業所管大臣に直接提出可)

事業所管大臣

事業所管大臣が供給者等に対し直接情報提出を求める場合がある。

## 重要維持管理等の再委託の相手方等の情報を省略できる場合について

- ✓ 他の事業者に委託して重要維持管理等を行わせる場合には、最終的に委託を受けた者までの情報を導入等計画書等に記載することが原則。
- ✓ ただし、省令で定める要件の全てを満たす場合、導入等計画書等にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、要件を満たした再委託に係る記載事項の一部と、要件を満たした再委託の相手方の役員に関する書類の添付を省略することが可能。

### 再委託先の情報を省略できる場合の要件

次の要件を全て満たす場合には、その要件を満たすことを証する書類を添付することにより、当該要件を満たす再委託部分について、再委託の相手方の名称・住所・設立準備法以外の事項の記載を省略可能とする。また、登記事項証明書以外の添付書類の省略を可能とする。

**要件①** : 特定社会基盤事業者が、「再委託の内容及び時期又は期間」を把握するための措置を講じていること。

**要件②** : 特定社会基盤事業者又は再委託をした者が、再委託先の事業者が次の措置を講じていることを確認するための措置を講じているとき。

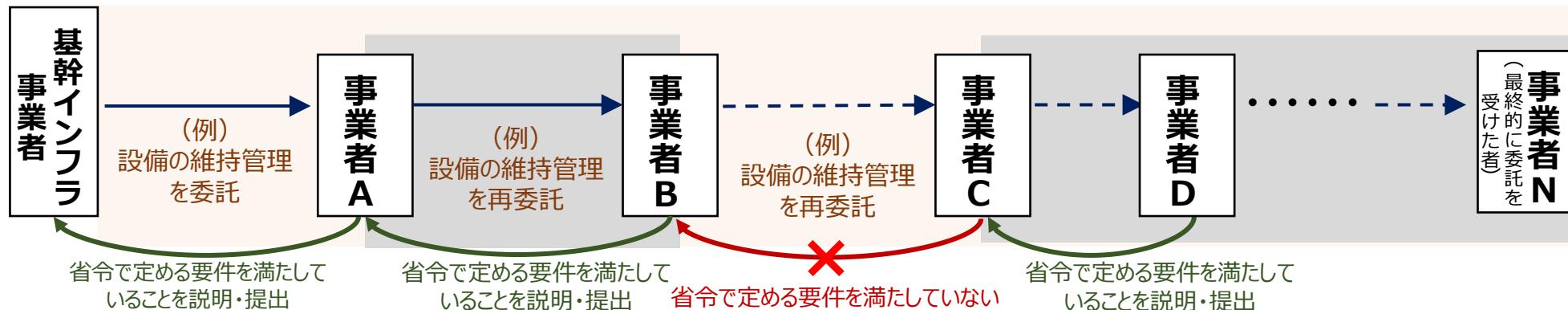
#### 再委託先の事業者が講じる措置(1)

再委託された重要維持管理等を行う区域への立ち入りを制限する等、不正なアクセスを予防するための措置

#### 再委託先の事業者が講じる措置(2)

職員による業務の記録の保管手順や確認手順を定め、これを遵守させる等の方法により、再委託された重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を定期に又は隨時に監査することとしていること

### <省略のイメージ>



⇒基幹インフラ事業者は、事業者Aへの委託、事業者Bから事業者Cへの再委託については、届出事項全ての提出が必要。

事業者AからB、CからD……Nまでの事業者への再委託については、事業者B、D……Nまでの名称等以外の事項は省略可能。

# 審査に当たっての考慮要素

## 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定）

### 第4章 特定社会基盤事業者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項

#### (4) 審査に当たっての考慮要素

法第52条第4項は、導入等計画書の届出があった場合、事業所管大臣が、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査することとしている。詳細な審査基準を示すことは特定妨害行為を行おうとする主体を利することになりかねない一方で、特定社会基盤事業者等が規制による想定外の不利益が及ぶ可能性に萎縮し、本来予定していた特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託を過度にためらうことのないようにすることが必要である。そのため、審査に関する考え方については、可能な限り明確化し、特定社会基盤事業者等の予見性を確保する必要がある。

特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要素等を考慮する。

- ① 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備の供給者等が我が国の外部にある主体から強い影響を受けているかどうか
- ② 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか
- ③ 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、その供給者等が供給する特定重要設備及び構成設備に関する製品に対して脆弱性が指摘された例、その供給者等が実施する重要維持管理等に対して不適切性が指摘された例及びその供給者等に対して我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の不遵守等が指摘された例
- ④ ①から③までのほか、特定重要設備の導入等又は特定重要設備の供給者等に関して特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれに関する事項（注6）

（注6） 例えば、我が国及び同盟国・同志国に対する妨害行為に関与したとの指摘がなされている場合が含まれる。

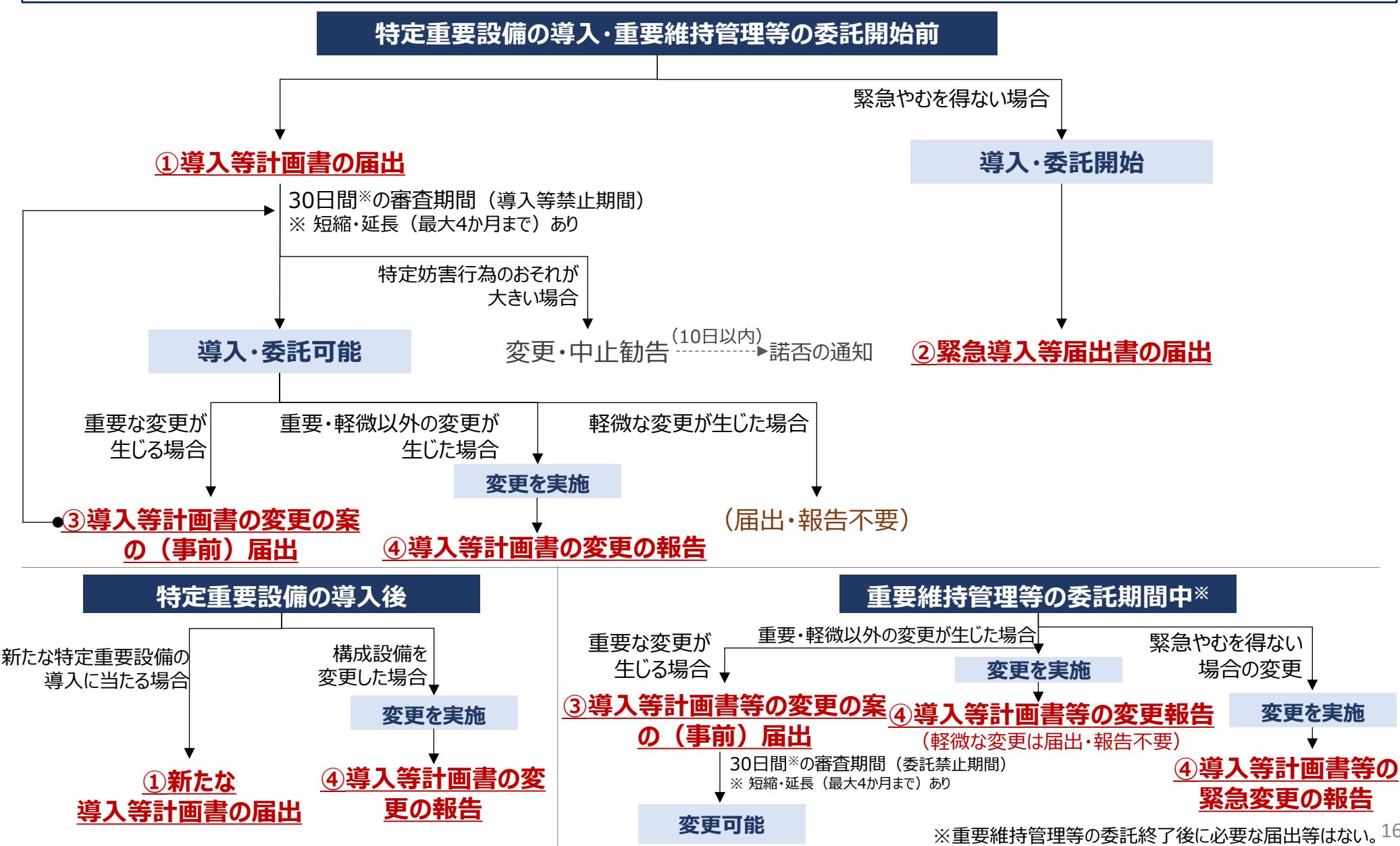
こうした要素等を踏まえ、当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、勧告及び命令を行う場合がある。

なお、厳しい安全保障環境等を反映し、近年サイバー空間においては、特に国家の関与が疑われるサイバー活動（注7）も行われているものとみられており、国民生活及び経済活動の基盤となる役務の安定的な提供が妨害され、社会的に大きな混乱が生ずる事案も発生している。こうした中、我が国の外部から行われる妨害行為に着目し、審査を行うに当たっては、我が国の外部にある主体から強い影響を受けている事業者からの設備の導入等について慎重な審査を行う必要があり、国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）等に示されたように、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面していること等も踏まえる。

（注7） 同様の認識は「サイバーセキュリティ戦略」においても示されている。

加えて、例えば、我が国が経済制裁措置をとっている対象及びその対象から強い影響を受けている事業者からの特定重要設備の導入等については、慎重な審査を行う必要がある。

- ✓ 経済安全保障推進法においては、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して、①導入等計画書の届出、②緊急導入等届出書の届出、③導入等計画書等の変更の案の(事前)届出、④導入等計画書等の(緊急)変更報告が必要となる。



# 特定重要設備の導入に係る導入等計画書等の変更の取扱い

法の条文	届出事項	変更の類型
特定重要設備の概要（§52 II ①）	特定重要設備の種類、名称、機能、設置・使用する場所	重要な変更
導入の内容（§52 II ②イ）	特定重要設備の導入の目的、導入に携わる者の名称等	重要な変更
導入の時期（§52 II ②イ）	導入の時期（特定重要設備を役務の提供の用に供する時点）	事後報告
特定重要設備の供給者に関する事項（§52 II ②ロ）  ※特定重要設備の供給者を新たに追加する場合は、すべての記載事項を満たした上で届出を行う必要がある。	供給者の名称、代表者の氏名（個人の場合は氏名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給者の名称、氏名：<b>重要な変更</b></li> <li>代表者の氏名：<b>事後報告</b></li> </ul>
	供給者の住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の変更：<b>重要な変更</b></li> <li>それ以外：<b>軽微な変更</b></li> </ul>
	供給者の設立準拠法等（個人の場合は国籍等）	<b>重要な変更</b>
	供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等又は国籍等、議決権保有割合 ※新たに5%以上の議決権を直接に保有する者が現れた場合は、名称の変更として、事後報告が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権保有割合以外：<b>事後報告</b></li> <li>議決権保有割合</li> </ul> <p>增加により新たに以下の①～③に該当する者がある場合：<b>事後報告</b> それ以外の場合：<b>軽微な変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 25%以上3分の1未満を直接に保有する者</li> <li>② 3分の1以上50%未満を直接に保有する者</li> <li>③ 50%以上を直接に保有する者</li> </ul>
	供給者の役員の氏名、生年月日、国籍等	<b>事後報告</b>
構成設備に関する事項（§52 II ②ハ）	過去3年間において、外国政府等との取引に係る売上高が供給者の取引高の総額に占める割合が25%以上である場合、事業年度、その相手国、総額に占める割合	<b>事後報告</b>
	特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の変更：<b>重要な変更</b></li> <li>それ以外：<b>軽微な変更</b></li> </ul>
他の事項（§52 II ④）	(特定重要設備の供給者に関する事項における取扱いと同じ)	同左
その他の事項（§52 II ④）	リスク管理措置の実施状況	<b>重要な変更</b>

※ 下線は特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報。ただし、リスク管理措置についてはその一部のみが直接提出可能。

# 特定重要設備の重要維持管理等の委託に係る導入等計画書等の変更の取扱い

法の条文	届出事項	変更の類型
特定重要設備の概要（§52Ⅱ①）	特定重要設備の種類、名称、機能、設置・使用する場所	重要な変更
委託の内容（§52Ⅱ③イ）	委託の目的・内容、重要維持管理等の実施場所	重要な変更
委託の時期又は期間（§52Ⅱ③イ）	重要維持管理等を行わせる時期又は期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間を延長：重要な変更</li> <li>それ以外：事後報告</li> </ul>
重要維持管理等の委託の相手方に関する事項（§52Ⅱ③ロ）  ※重要維持管理等の委託の相手方を新たに追加する場合は、すべての記載事項を満たした上で届出を行う必要がある。	委託の相手方の名称、代表者の氏名（個人の場合は氏名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給者の名称、氏名：重要な変更</li> <li>代表者の氏名：事後報告</li> </ul>
	委託の相手方の住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の変更：重要な変更</li> <li>それ以外：軽微な変更</li> </ul>
	委託の相手方の設立準拠法等（個人の場合は国籍等）	重要な変更
	委託の相手方の議決権の5%以上を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等又は国籍等、議決権保有割合 ※新たに5%以上の議決権を直接に保有する者が現れた場合は、名称の変更として、事後報告が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権保有割合以外：事後報告</li> <li>議決権保有割合           <ul style="list-style-type: none"> <li>增加により新たに以下の①～③に該当する者がある場合：事後報告</li> <li>それ以外の場合：軽微な変更</li> </ul> </li> </ul> <p>① 25%以上3分の1未満を直接に保有する者            ② 3分の1以上50%未満を直接に保有する者            ③ 50%以上を直接に保有する者</p>
	委託の相手方の役員の氏名、生年月日、国籍等	事後報告
	過去3年間において、外国政府等との取引に係る売上高が供給者の取引高の総額に占める割合が25%以上である場合、事業年度、その相手国、総額に占める割合	事後報告
再委託に関する事項（§52Ⅱ③ハ）	（重要維持管理等の委託の相手方に関する事項における取扱いと同じ）	同左
他の事項（§52Ⅱ④）	リスク管理措置の実施状況	重要な変更

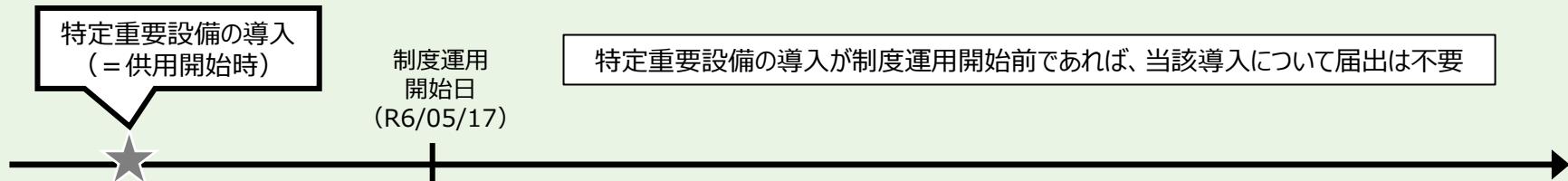
※ 下線は特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報。ただし、リスク管理措置についてはその一部のみが直接提出可能。

# 導入等計画書の届出から「導入」までの流れ ①

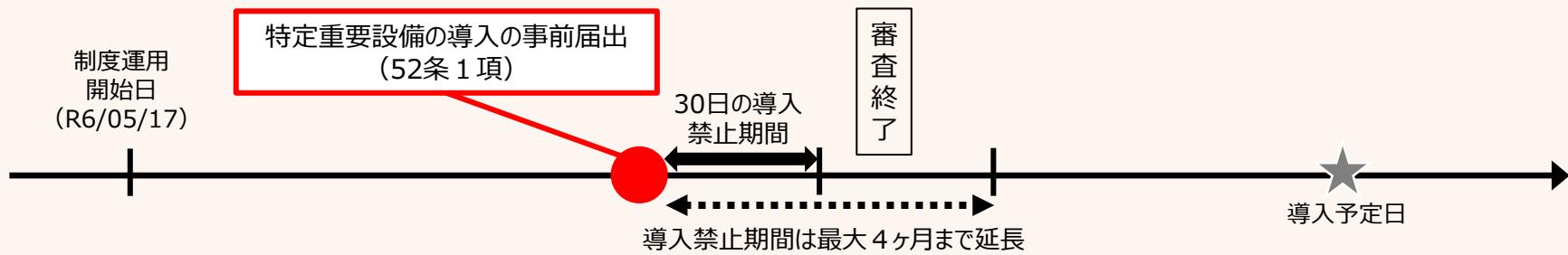
- 令和5年11月16日に特定社会基盤事業者に指定された事業者は、令和6年5月17日以降、特定重要設備を導入する場合（システム更改等も該当し得ます）、事業所管大臣に届出が必要になります。特定重要設備の導入をする際の届出から導入までの流れを以下のとおり例示しますので、特定社会基盤事業者において、導入予定日から逆算したうえで、各事業所管省庁に届出を行ってください。

● 事前届出

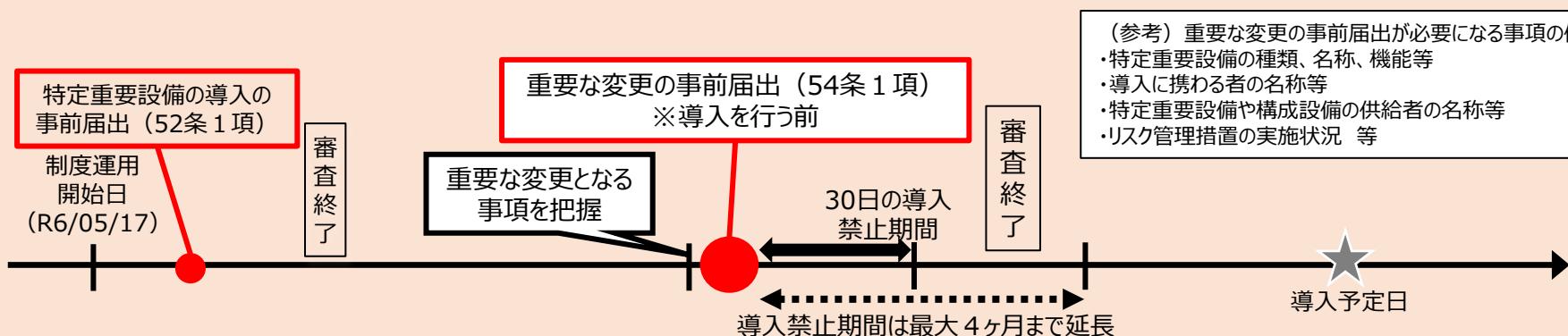
(例1)  
導入を行なう場合の制度運用開始前に



(例2)  
導入を行なう場合の制度運用開始後に

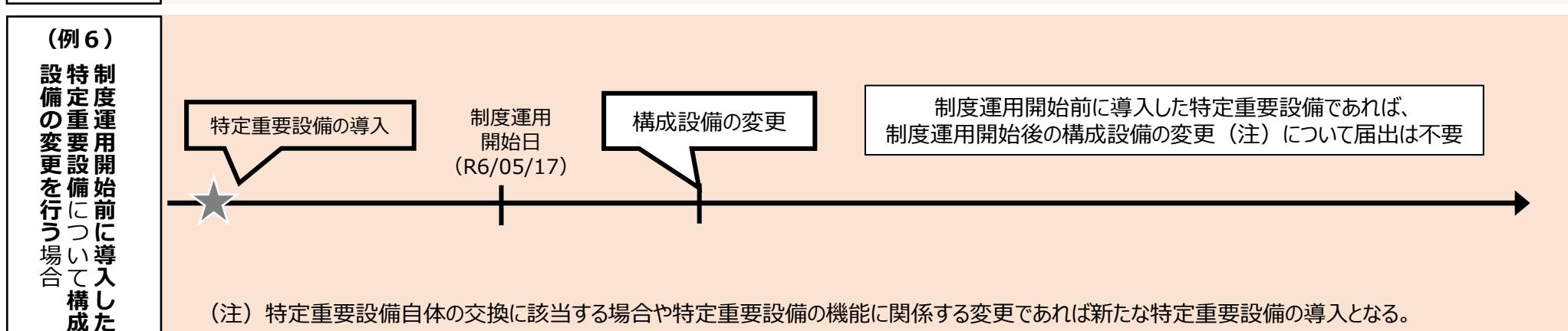
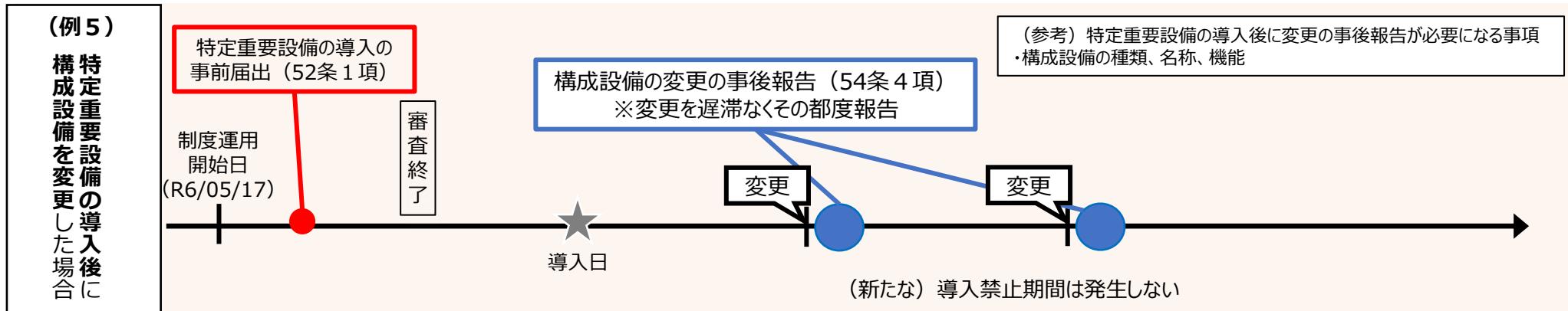
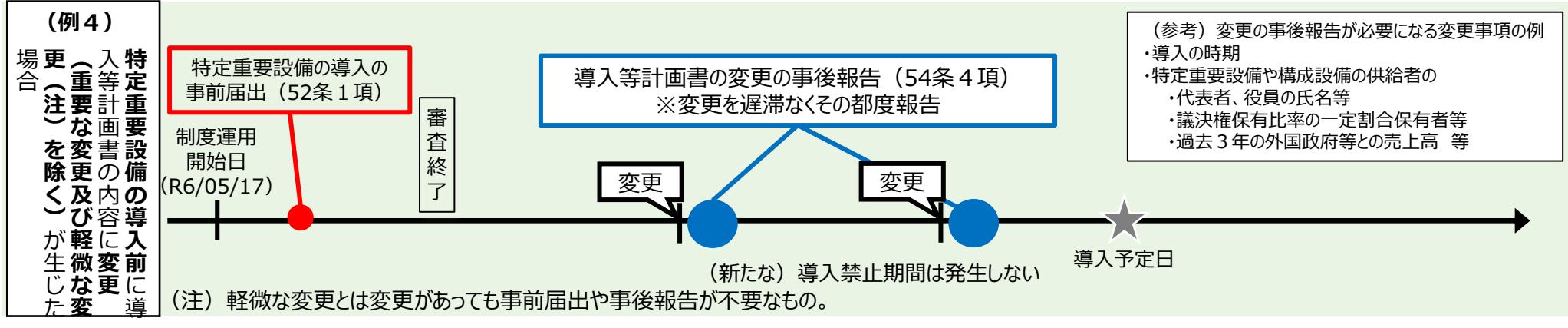


(例3)  
導入を行なう場合の制度運用開始前に



# 導入等計画書の届出から「導入」までの流れ ②

●事前届出 ●事後報告



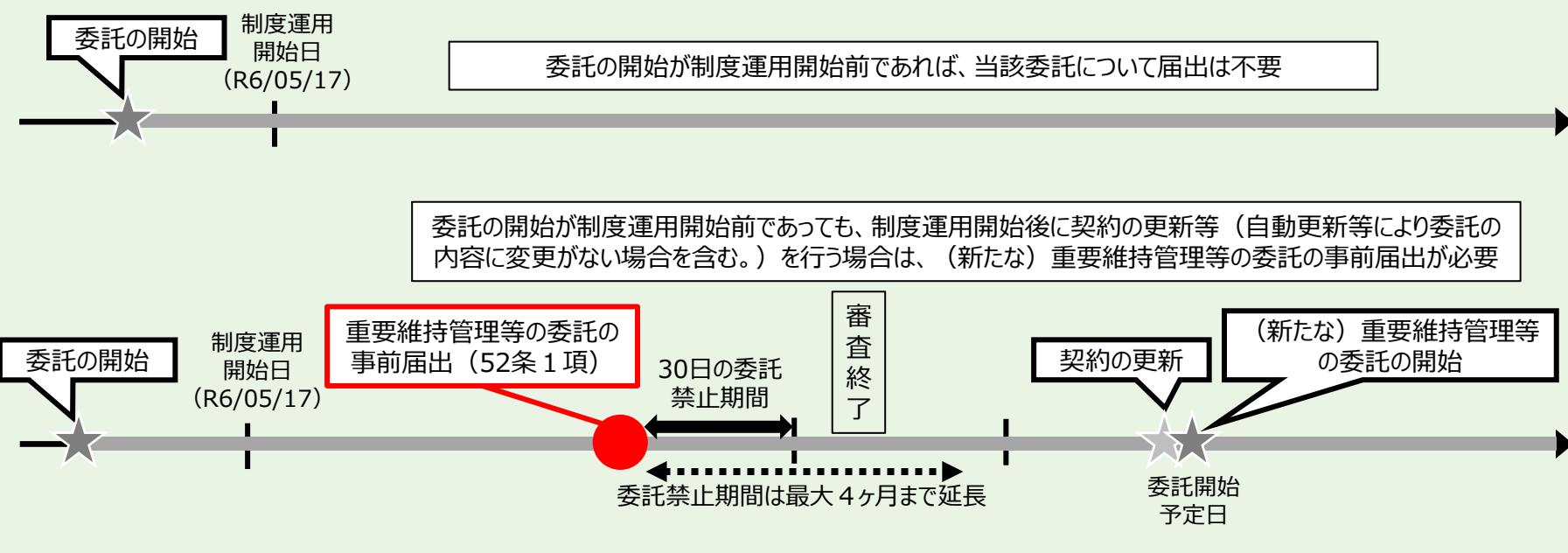
# 導入等計画書の届出から「重要維持管理等の委託」までの流れ ①

- 令和5年11月16日に特定社会基盤事業者に指定された事業者は、令和6年5月17日以降、新たに重要維持管理等の委託を開始する場合、事業所管大臣に届出が必要になります。重要維持管理等を委託する際の届出から委託の開始・終了までの流れを以下のとおり例示しますので、特定社会基盤事業者において、委託の開始等の予定日から逆算したうえで、各事業所管省庁に届出を行ってください。

● 事前届出

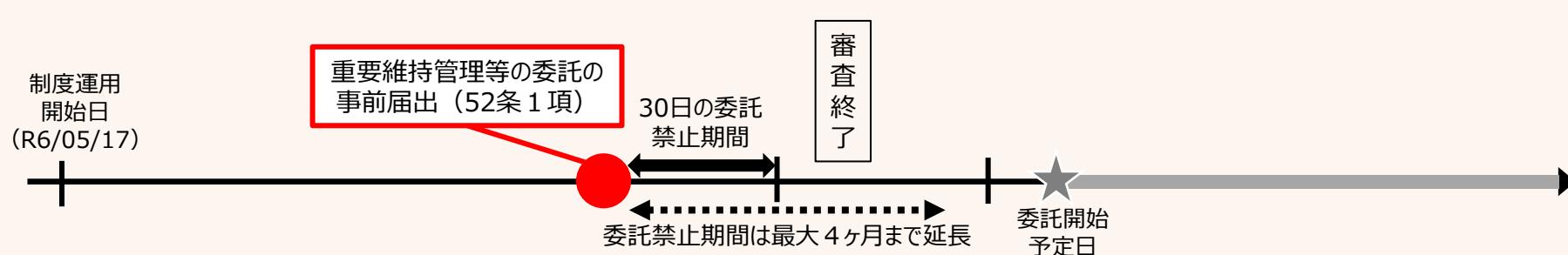
(例 1)

制度運用開始前に委託を開始する場合



(例 2)

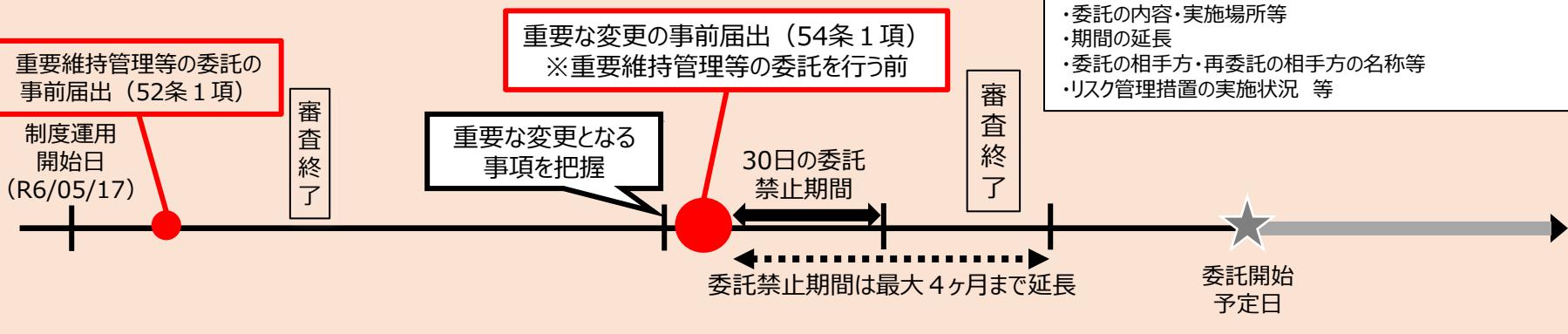
制度運用開始後で委託を開始する場合



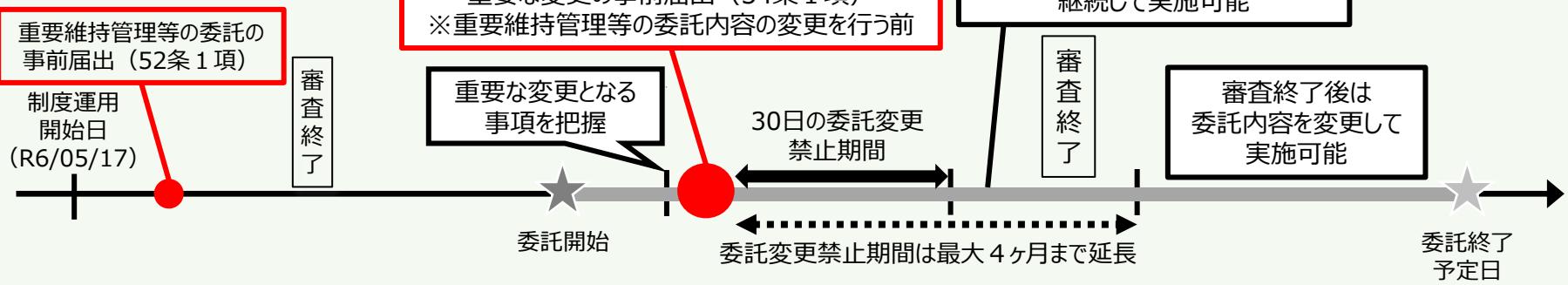
# 導入等計画書の届出から「重要維持管理等の委託」までの流れ ②

●事前届出

(例 3)  
導入等計画書の開始前に重要な変更が生じた場合



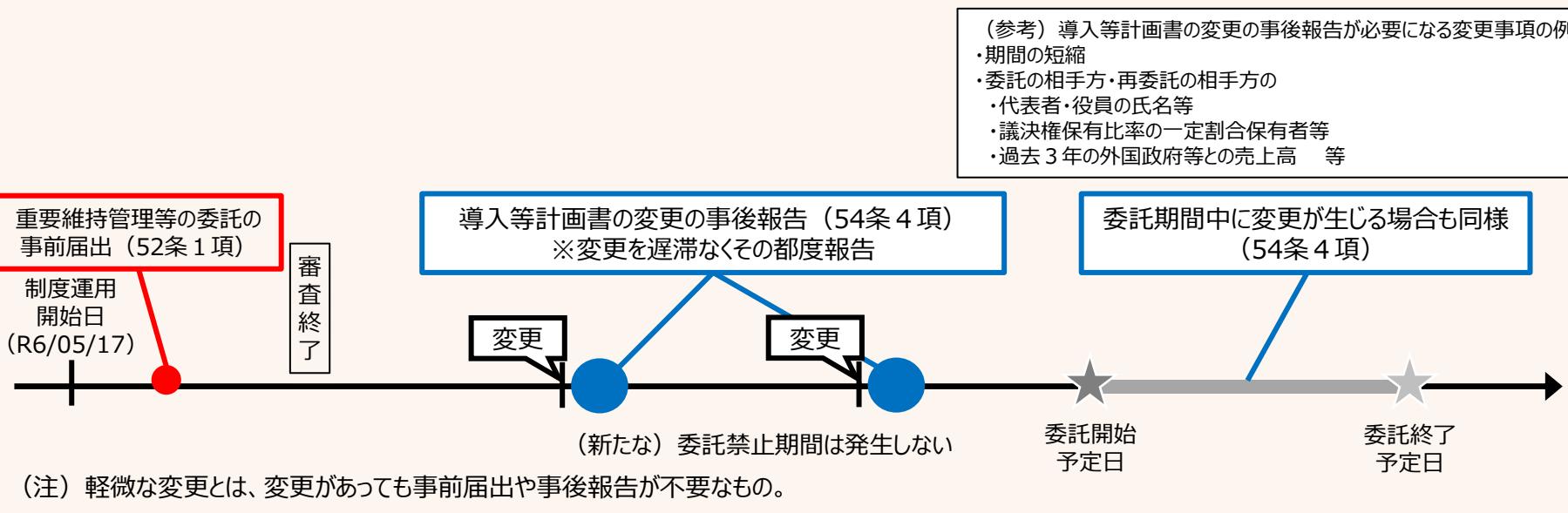
(例 4)  
導入等計画書の期間中に重要な変更が生じた場合



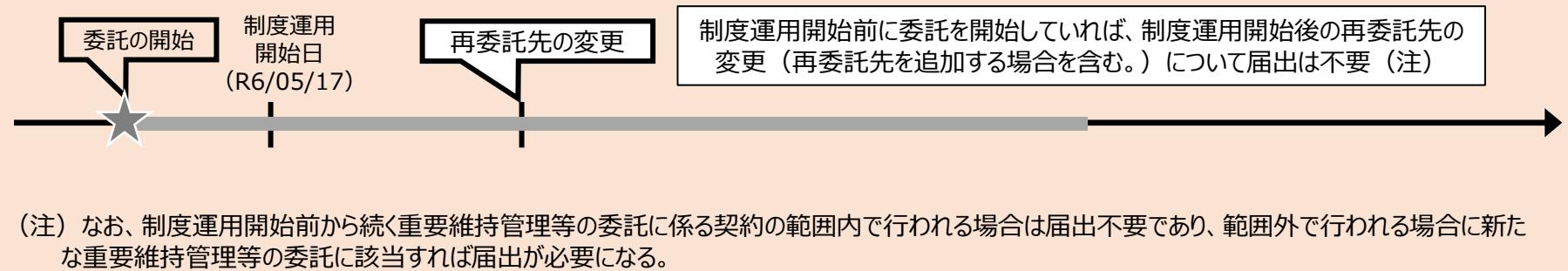
# 導入等計画書の届出から「重要維持管理等の委託」までの流れ ③

●事前届出 ●事後報告

(例 5)  
導入等計画書の届出から「重要維持管理等の委託」までの流れ  
（注）軽微な変更（注）を除く場合



(例 6)  
制度運用開始前に委託を開始し、制度運用開始後に再委託先を変更する場合



# 「緊急やむを得ない場合」の特定重要設備の導入等と緊急導入等届出書について

- ✓ 「他の事業者から特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合」には、「導入等計画書」の事前届出を行うことなく、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託を行うことができるとしている。この導入等を行った場合は、導入等を行った後に遅滞なく、「緊急導入等届出書」の届出が必要となる。
- ✓ この「緊急やむを得ない場合」がどのような場合かは省令で定められている。

## 緊急やむを得ない場合の考え方

**【省令の条文】**法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であって、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

**【規定の説明－次の①から④までを全て満たす場合に、導入等計画書を事前に届け出ることなく特定重要設備の導入等を行うことが可能。】**

### ①特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある

⇒ 通常の手続で特定重要設備の導入等を行った場合には、法の目的（役務の安定的な提供）をかえって損なうおそれがある事態が生じている必要がある。（緊急性）

### ②特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く

⇒ 故意に事前届出を免れるために、役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではない必要がある。（非故意性）

### ③他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要

⇒ 支障の除去又は発生の防止のために必要な範囲での導入・維持管理等である必要がある。（必要性）

### ④他に適当な方法がない

⇒ 特定重要設備の導入・維持管理等の委託を行つほかに適当な方法がない必要がある。（非代替性）

**【緊急導入等届出書の記載事項－導入等計画書の記載事項に加えて、次の(1)から(4)までの内容を記載する必要がある。】**

(1)緊急性	具体的な記載事項:①役務提供に対する支障の内容、②支障の発生時期・期間、③役務提供に対する影響、④緊急導入等をいつまでに行う必要があったか、⑤事前届出では対応できなかった理由
(2)非故意性	具体的な記載事項:①支障の原因、②支障を把握した時期、③支障の発生を回避できなかった理由
(3)必要性	具体的な記載事項:①役務提供に対する支障と特定重要設備との関係・特定重要設備に生じた支障の内容、②支障と緊急導入等の関係
(4)非代替性	具体的な記載事項:①検討した他の手段、②他の手段によっては対応できなかった理由

# e-Govによる電子申請について

- ✓ 導入等届出書等の届出にあたり、各事業所管省庁においてメールによる届出の他、e-Gov電子申請サービスによるオンライン届出が可能です。
- ✓ 基本情報（申請者情報及び連絡先情報）を設定の上、届出様式及び必要な添付資料一式をまとめてアップロードすることで申請が可能です。

## 申請書入力イメージ

The screenshot shows the 'e-GOV 電子申請' application interface. At the top, there are tabs for 'お問い合わせ' (Contact), 'ヘルプ' (Help), and 'eGov2019'. Below these are three main steps: '申請書入力' (Application Input) with a blue arrow pointing right, '申請内容確認' (Application Content Confirmation), and '提出完了' (Submission Completed). The 'Application Input' step is currently active. It contains sections for '申請書入力' (Application Form Input) and '1. 基本情報' (Basic Information). The 'Basic Information' section has fields for '法人名' (Organization Name), '申請者氏名' (Applicant Name), and '住所' (Address). Buttons for '申請者情報を設定' (Set Application Information) and '連絡先情報を設定' (Set Contact Information) are present. A large callout box highlights the '申請者情報及び連絡先情報' (Applicant Information and Contact Information) input area, stating: '初回は申請者情報及び連絡先情報（（法人の場合）法人名、申請者氏名、住所）を設定。次回以降、申請者情報及び連絡先情報は初期表示されます' (For the first submission, enter applicant information and contact information (organization name, applicant name, address). From the second submission onwards, the information will be displayed initially.). Another callout box at the bottom right indicates where to click '右上に続く' (Continue to the top right).

The screenshot shows the 'Application Content Confirmation' step of the e-Gov application process. It includes sections for '申請する様式一覧' (List of Application Forms) and '届出様式 (excelファイル) 及び必要な添付資料 (PDFファイル等) をアップロード (ファイルサイズは100MBまで)' (Upload Submission Form (Excel file) and required attachments (PDF files, etc.) (File size up to 100MB)). There is also a '添付書類' (Attached Documents) section with a '書類を添付' (Attach document) button. At the bottom, there are buttons for 'キャンセル' (Cancel), '申請データを保存' (Save Application Data), '一時保存して中断' (Temporarily Save and Interrupt), and '内容を確認' (Check Content). A callout box at the bottom right indicates where to click '左下から続く' (Continue from the bottom left) and another box at the bottom right indicates where to click '内容を確認した上で、提出が完了' (After confirming the content, the submission is completed).

e-Gov電子申請サービスを利用して提出する際の具体的な提出方法は各事業所管省庁の基幹インフラ制度に関するHPを御確認ください。

# よくある事例

# 事例 1：スケジュールに余裕のない届出

## 事例

事業所管省庁へ  
事前相談無し

特定重要設備の導入の事前届出  
(52条1項)

RO/8/20

形式不備等により事業所管  
省庁より届出差し戻し

特定重要設備導入予定日  
(=供用開始時)

RO/9/1

事業所管省庁による形式確認及び内容確認

30日間の審査期間（導入禁止期間）。  
短縮・延長（最大4ヶ月まで）あり。

再提出書類審査のため、  
当初導入予定に間に合わず…

## 参考事例

事業所管省庁  
へ事前相談有り

特定重要設備の導  
入の事前届出に係る  
打ち合わせ

特定重要設備の導入の事前届出  
(52条1項)

RO/7/10

RO/X/X

事業所管省庁  
による確認①  
特定重要設備の導入の  
事前届出について事業  
所管省庁へ事前相談

事業者に  
おける修  
正・確認  
期間

事業所管省  
庁による確  
認②

事業者に  
おける修  
正・確認  
期間

30日間の審査期間（導入禁止期間）。短縮・延長（最大4ヶ月まで）あり。

特定重要設備導入予定日  
(=供用開始時)

審査終了

RO/9/1

当初予定通りに導入可能

審査期間は、届出受理から原則30日以内とされていることや最大4か月まで延長可能であることを踏まえ、  
お早めに提出いただくようお願い致します。

事業所管省庁への事前相談を是非、積極的に活用していただくようご協力をお願いします！

# 事例2：バイパス資料の到達前に導入等計画書本体が届出された事案

## 事例

特定社会基盤事業者



RO年9月20日導入予定  
バイパスを活用した供給者等からの  
資料提出はRO年8月13日を予定

導入等計画書等に関する  
直接事業所管大臣に情報  
を提出する旨の報告

導入等計画書

事業所管省庁

RO年8月13日



予定日になっても資料が提出されない！  
供給者等からの提出資料が揃うまでは、届出  
受理や審査が開始できない！

特定社会基盤事業者

RO年9月18日



導入開始まで時間がないのに…

## 参考事例

特定社会基盤事業者

事業所管省庁

事前相談



バイパス活用による資料提  
出について承知しました！

特定社会基盤事業者

供給者等から全ての  
資料が国に提出され  
たことを確認！



特定社会基盤事業者

RO年9月20日導入予定  
バイパスを活用した供給者等  
からの資料は提出済みです



導入等計画書等に関する  
直接事業所管大臣に情報  
を提出する旨の報告

事業所管省庁

RO年6月18日



予定通り審査  
が進められる！

特定社会基盤事業者

審査期間



導入予定に間に合った！

供給者等がバイパスを活用して直接事業所管大臣へ資料を提出する場合は、特定社会基盤事業者において、  
バイパス届出のタイミングをしっかり供給者に指示し、必ず全ての資料が提出されたことを供給者に確認した上で  
導入等計画書本紙の届出をしてください。

## 事例3：特定重要設備の導入と同時に必要となる重要維持管理等の「重要な変更」の届出が用意されていなかった事例

### 事例

重要維持管理の委託期間中のシステムの更改に伴い、新たな特定重要設備の導入（R○/12/1）について事業所管省庁へ事前相談



事業所管省庁より**重要維持管理等の届出についても重要な変更<ポイント>が必要**になることを指摘



重要維持管理等の「重要な変更」の届出について**用意する必要**が発生



既存のシステムに関する委託を届出済み（R○/10/1から1年間の委託開始）



### 参考事例

新たな特定重要設備の導入とともに、**重要維持管理等の重要な変更についても事業所管省庁へ事前相談**



事業所管省庁による確認  
事業者における修正等



余裕をもって正式届出



特定重要設備の導入に当たっては、重要維持管理等の届出についても「重要な変更」の届出が必要となる場合があります。  
変更の要否についてあらかじめよく確認するとともに、必要に応じて事業所管省庁に相談してください。

## 事例4：特定重要設備の導入に際して、取替を行う一部の構成設備についてしか届出の用意をしていなかった事例

### 事例

特定重要設備の内、**一部の構成設備だけ変更**を予定  
→当該構成設備についてだけ情報収集し、届出を用意

特定重要設備の導入の事前届出について事業所管省庁へ事前相談

事業所管省庁より特定重要設備に含まれる**全ての構成設備について、記載する必要がある**ことを指摘

他の構成設備の供給者等の情報を短期間で収集し、届出を用意する必要が発生



### 参考事例

特定重要設備の**全ての構成設備について情報収集**し、届出を用意

特定重要設備の導入の事前届出について事業所管省庁へ事前相談

事業所管省庁による確認  
事業者における修正等

余裕をもって正式届出



構成設備の一部を変更する場合であっても、その変更が特定重要設備の機能に関する変更であれば、届出には**全ての構成設備について記載する必要があります。**

**よくある間違い**

# 届出書類によくある間違い

- ✓ 「1. 特定重要設備の概要」の末尾にある『記載上の注意』に記載のあるとおり、「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載するようお願いいたします。
- ✓ 特定重要設備の名称欄に、「特定する事項」の記載が空欄のケースが散見されます。

## 一例

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出ます。

### 1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

#### （記載上の注意）

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備の機能のうち、該当するものを記載すること。
- 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
- 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

「記載上の注意」を満たしているか、提出前に再度確認をお願いします！

様式第六（一）（第10条第1項及び第22条関係）  
購入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）

年	月	日
期		
住名	所称	
代表者の氏名		
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出ます。		
1. 特定重要設備の概要		
特定重要設備の種類		
特定重要設備の名称		
特定重要設備の機能		
特定重要設備を設置する場所		
特定重要設備を使用する場所		
（記載上の注意）		
1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備の機能のうち、該当するものを記載すること。		
2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。		
3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。		
4. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。		

# 届出書類によくある間違い

- ✓ 「2. 特定重要設備の導入の内容及び時期」において、「導入に携わる者」は、「特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者」ですので、**特定重要設備の供給者が導入に携わる者としての役割も果たす場合であっても、当該供給者は導入に携わる者に該当しません。**
- ✓ 特定重要設備の供給者と同一の者が導入に携わる者として記載されているケースが見受けられますので、御注意ください。

## 一例

### (記載上の注意)

1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者のうち、次の（1）又は（2）に該当する者に関する情報を記載すること。

（1）特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者

（2）特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者

特定重要設備の供給者は該当しません！

### 2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

導入の目的	名前及び代表者の氏名
導入に携わる者に関する事項①	設立準備法等 導入との関係
導入に携わる者に関する事項②	名前及び代表者の氏名 設立準備法等 導入との関係
時期	

### (記載上の注意)

1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者のうち、次の（1）又は（2）に該当する者に関する情報を記載すること。

（1）特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者

（2）特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者

2. 個人である場合にあっては、「名前及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。

3. 「設立準備法等」の欄にはその設立に当たって準備した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては、設立準備法等を記載すること。）。

4. 個人である場合にあっては、「設立準備法等」の欄に記載する情報は、当該個人が総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとする（以下の様式において同じ。）。

5. 「導入との関係」の欄には、1. の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行う行為を具体的に記載すること。

6. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「（予定）」と併せて記載すること。

## 届出書類によくある間違い

- ✓ 「2. 特定重要設備の導入の内容及び時期」において、「導入の時期」には、「**特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点**」を記載する必要があります。
  - ✓ 数ヶ月以上にわたる期間等が記載されているケースが見受けられますが、上記の定義に照らして適切な時期が記載されているかどうかご確認ください。

## 一例

6. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するため必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

適切な時期が記載されているかどうかご確認ください！

(適切な事例 1) 「2025年6月28日」と年月日まで記載

(適切な事例 2) やむを得ず「2025年4月～2025年8月（予定）」と記載→年月日の確定後に変更の事後報告

2. 特定要設備の導入の内容及び時期		
内 容	導入の目的	
	導入に携わる者に 関する事項①	名称及び代表者の氏名 住所 設立準拠法規等 導入との関係
	導入に携わる者に 関する事項②	名称及び代表者の氏名 住所 設立準拠法規等 導入との関係
期 期		

（記載上の注意）  
1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者のうち、次の（1）又は（2）に該当する者に関する情報を記載すること。

(1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に係る重要な役割を有する者

(2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更及び導入する者

2. 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記入すること（以下この様式において同じ。）。

3. 一般公文書法（同上）第1章第3条の設立に当たって設立した法令を制定した国又は地城の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。

4. 個人、又は場合によっては、『運送業法等』の記載する情報は、当該個人が輸送大臣に直接に提出することができるところ、このとおり、専任社員等に対するし、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを要するところとする（以下このとおり）。

下の様式にお仿り同じ。」  
5. 「〔原稿の〕欄には、1. の(1)又は(2)のいずれかを記載した上で、選人に係る者等が行なふことを記載する。  
6. 「定期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載する。この際、実際の時点が本年度である場合には予定年と記載した上で、「予定」と併せて記載する。  
7. 「定期」の欄には、

### 届出書類によくある間違い

- ✓ 「3. 特定重要設備の供給者に関する事項」等において、議決権保有割合（%）を記載する箇所で、「確認した年月日」が記載されていないケースが散見されます。Excelの表示形式等をよくご確認のうえ、入力していただきますようお願いいたします。

## 一例

3. 特定重要設備の供給者に関する事項			
(1) 特定重要設備の供給者			
名称及び代表者の氏名			
住所			
設立準拠法國等			
(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者			
	名称又は氏名	設立準拠法國等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			90.2
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下の様式において同じ。）。

2. 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下の様式において同じ。）。

3. 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が国土交通大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、国土交通大臣に直接に提出することを報告することとする。

「確認した年月日」の記載がありません。  
議決権保有割合（%）のみではなく、「確認した年月日」も記載  
することとなっていますので、提出前にご確認をお願い致します！

3. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

会社名及び代表者の氏名	
住所	
設立準備法団等	

(2) 特定重要設備の供給者の純株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

名称又は氏名	設立準備法団等又は国務等	議決権保有割合（%） (確定した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、提出の日前2月以内の日における純株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準備法団等又は国務等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準備法団等を、個人である場合には当該個人の国務等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準備法団等又は国務等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が純益大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、純益大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

氏名	年月日	国務等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		
⑮		
⑯		
⑰		
⑱		
⑲		
⑳		

### 届出書類によくある間違い

- ✓ 議決権の5%以上を直接に保有する者に関する情報（名称又は氏名、設立準拠法等又は国籍等及び議決権保有割合）について、バイパス可能なのは、「設立準拠法等又は国籍等」のみです。「名称又は氏名」、「議決権保有割合」もバイパス提出可能と誤認しているケースが散見されるので注意してください。

一例

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

### (記載上の注意)

- 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
  - 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
  - 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が○○○○に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対しあらかじめ、○○○○に直接に提出することを報告することとする。

バイパスできる情報か否か、提出前に再度確認をお願いします！  
！「名称または氏名」「議決権保有割合」はバイパスできません！

3. 特定重要設備の供給者に関する事項			
(1) 特定重要設備の供給者			
会社及び代表者の氏名			
住所			
設立準備法規等			
(2) 特定重要設備の供給者の純株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者			
	名称又は氏名	設立準備法規等又は国務等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
(前欄上の注意)			
1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における純株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下この様式において同じ。)。			
2. 「設立準備法規等又は国務等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準備法規等を、個人である場合には当該個人の国務等を記載すること(以下この様式において同じ。)。			
3. 「設立準備法規等又は国務等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が純務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、純務大臣に直接に提出することを報告することとする。			
(3) 特定重要設備の供給者の役員			
	氏名	生年月日	国務等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			

# 届出書類によくある間違い

- ✓ 役員等の氏名、生年月日及び国籍等【添付書類：旅券の写し等】について、バイパス可能なのは「生年月日及び国籍等」及び「旅券の写し等」のみです。「役員等の氏名」もバイパス提出可能と誤認しているケースがあるので、注意してください。

## 一例

### (3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

#### (記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第10条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が〇〇〇〇に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、〇〇〇〇に直接に提出することを報告することとする。

バイパスできる情報か否か、提出前に再度確認をお願いします！  
！「役員等の氏名」はバイパスできません！

3. 特定重要設備の供給者に関する事項		
(1) 特定重要設備の供給者		
役員及び代表者の氏名		
住所		
設立準備法規等		
(2) 特定重要設備の供給者の純株主等の譲渡権の5%以上を直接に保有する者		
名称又は氏名		譲渡権保有割合 (%) (記録した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

#### (記載上の注意)

- 譲渡権保有割合は、届出の日前2月以内の日における純株主等の譲渡権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下の様式において同じ。）。
- 「設立準備法規等又は法規等」の欄は、「譲渡権を保有する者が法人である場合は当該法人の設立準備法規等を、個人である場合は当該個人の法規等であることを（以下の様式において同じ。）。
- 「設立準備法規等又は法規等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が経営大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、純務大臣に直接に提出することとする。

3. 特定重要設備の供給者の役員		
①	氏名	生年月日
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		
⑮		
⑯		
⑰		
⑱		
⑲		
⑳		

# 届出書類によくある間違い

- ✓ 経済安全保障推進法においては、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して、①導入等計画書の届出、②緊急導入等届出書の届出、③導入等計画書等の変更の案の(事前)届出、④導入等計画書等の(緊急)変更報告が必要となります。これらの書類には、関連企業の皆様の名称、住所等の記載を求める箇所が多くありますが、記入の際には、登記簿と同じ記載が必要となりますので、提出前によくご確認いただけようお願いいたします。

## 一例

4. 構成設備に関する事項			
(1) 概要	構成設備の種類		
	構成設備の名称		
	構成設備の機能		
(2) 供給者	名称及び代表者の氏名	XXXXXX	
	住所	XXXXXX	
	設立準拠法規等	XX	
5(%) 以上供 給者	名称又は氏名	設立準拠法規等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
	①		

登記簿に登録されている情報と同じかどうか、提出前に再度確認をお願いします！  
！住所 = 本社所在地ではないのでご留意ください！

4. 構成設備に関する事項			
(1) 概要	構成設備の種類		
	構成設備の名称		
	構成設備の機能		
	名称及び代表者の氏名		
住所			
設立準拠法規等			
(2) 供給者	名称又は氏名	設立準拠法規等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
	⑪		
	⑫		
	⑬		
	⑭		
	⑮		
	⑯		
⑰			

# 届出書類によくある間違い

- ✓ 「特定重要設備を製造する工場又は事務所の所在地」を求める箇所が多くありますが、「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造していることを確認していないケースが見られます。  
「確認項目」として特記されている箇所は、よく御確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

## 一例

### (5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地

#### (確認項目)

特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。

#### (記載上の注意)

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

「確認項目」を、提出前に再度確認をお願いします！

(記載上の注意)  
「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第10条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとする。

#### (4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引による売上高の割合

該当の有無	事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)	までの3年間

(記載上の注意)  
1. 申請日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額の25%以上の国又は地域に属する外国政府等との取引による売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合（該当あり）に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。  
2. 「外国政府等の名称」欄と「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとする。

### (5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地

#### (確認項目)

特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。

#### (記載上の注意)

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

# 届出書類によくある間違い

- ✓ 「供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合」の「該当の有無」が「該当なし」の場合であっても、対象となる3年間（※）を年月日単位で記載する必要があります。
  - ✓ 対象となる3年間の記載がないケースが見受けられますので、御注意ください。
- ※ 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度

## 一例

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合				
該当の有無	該当なし	2021年4月1日	～	2024年3月31日
事業年度		2021年4月1日～2024年3月31日		までの3年間

「該当なし」の場合であっても対象の「3年間」の記載は必要です！

(記載上の注意)  
「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第10条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が総務大臣に直接提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合				
該当の有無		～		までの3年間
事業年度	外国政府等の名称		割合 (%)	

(記載上の注意)  
1. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高額の5%に同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は、「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は、「該当なし」に印を付けること。  
2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が総務大臣に直接提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地	
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	<input type="checkbox"/>

(記載上の注意)  
1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式において同じ）。  
2. 確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

# 届出書類によくある間違い

- ✓ 導入ケースの導入等計画書の「5. 特定妨害行為を防止するための措置」において、「**特定重要設備の供給者**」に係るリスク管理措置と「構成設備の供給者」に係るリスク管理措置の説明が書き分けられていない、あるいは、第三者がその違いを把握できない記載となっているケースが見受けられますので、ご注意願います。

## 一例

5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項		
項目	内容	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	<input type="checkbox"/>	
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されることを確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	<input type="checkbox"/>	
①-2 特定社会基盤事業者 <sup>※1</sup> は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること <sup>※2</sup> を確認している。 ※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 ※2 当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	<input type="checkbox"/>	

リスク管理措置の主体を、再度確認をお願いします！

b. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項	
項目	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	<input type="checkbox"/>
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されることを確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	<input type="checkbox"/>
①-2 特定社会基盤事業者 <sup>※1</sup> は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施することを確認している。 ※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
②-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者等において、構成設備の供給者による製造工程に最新のセキュリティアップデートが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最適化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。	<input type="checkbox"/>
②-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者等において、構成設備の供給者による製造工程に最新のセキュリティアップデートが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最適化しているか否か等（構成設備に最新のセキュリティアップデートが適用されているか否か等）を導入までに実装することを確認している。	<input type="checkbox"/>
③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工場（開発工場を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。	<input type="checkbox"/>
③-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。	<input type="checkbox"/>
④-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工場（開発工場を含む。）における不正な変更の有無について、定期的に確認を行うことを法律でいる。	<input type="checkbox"/>
④-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）における不正な変更の有無について、定期的に確認を行うことを法律でいる。	<input type="checkbox"/>
⑤-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）における不正な変更の有無について、定期的に確認を行うことを法律でいる。	<input type="checkbox"/>
⑤-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）における不正な変更の有無について、定期的に確認を行うことを法律でいる。	<input type="checkbox"/>
⑥-1 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）における不正な変更の有無について、定期的に確認を行うことを法律でいる。	<input type="checkbox"/>
⑥-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）における不正な変更の有無について、定期的に確認を行うことを法律でいる。	<input type="checkbox"/>
⑦-1 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）において、これらたる要件以外が十分でないよう、開発段階から始めて、これらたる要件を満たすための機能的・物理的な要員を物語り（監視カメラ等の導入者登録システム等）、小規模な組織的（データベース等へのアクセス制御）に遅延に削除することを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑦-2 特定社会基盤事業者の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）において、これらたる要件を満たすための機能的・物理的な要員を物語り（監視カメラ等の導入者登録システム等）、小規模な組織的（データベース等へのアクセス制御）に遅延に削除することを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧-1 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）において、これらたる要件を満たすための機能的・物理的な要員を物語り（監視カメラ等の導入者登録システム等）、小規模な組織的（データベース等へのアクセス制御）に遅延に削除することを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑨-1 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開発工場を含む。）において、これらたる要件を満たすための機能的・物理的な要員を物語り（監視カメラ等の導入者登録システム等）、小規模な組織的（データベース等へのアクセス制御）に遅延に削除することを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑩-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力することが指図されていることを確認している。	<input type="checkbox"/>

# 届出書類によくある間違い

- ✓ リスク管理措置について、ISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合であっても記載を省略できない事項について、誤って記載が省略されているケースが散見されます。
- ✓ 導入ケースの導入等計画書の「5. 特定妨害行為を防止するための措置」の末尾にある『記載上の注意』では、『**構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができます。**』と定めておりますので、ご注意ください。

## 一例

このことを大約寺により担保している。  
また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。

シ

シ

### (記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること

2. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができます。

3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。

4. ①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2、⑫-2の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が○○○○直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、○○○○直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

▶ 1. 特定重要設備の概要 | 2. 導入の内容及び時期 | 3. 供給者 | 4. 構成設備 | 5. 特定妨害行為を防止するための措置 | 6. 備考 | +

「記載上の注意」を提出前に再度確認をお願いします！

⑬ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の純粁主等の施設の運営権を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的措置等により、当該機器の映像情報を取扱いの適切性が審査を受けないことを確認している。	□
（6）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に關して、我が国の国外からの影響を判断し算する情報の提供を受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。	□
⑭ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員・資本關係等、事業計画や実績、設備又は商品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。	□
また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。	□
(記載上の注意) 1. 構成設備の機器を設置している場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該機器を設置していることを証する書類を添付すること。 2. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができます。 3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。 4. ①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2、⑫-2の項目の機器を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が純粁大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、純粁大臣に直接に機器を提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。	

### 届出書類によくある間違い

- ✓ 重要維持管理等の委託に係る導入等計画書においては、「4. 重要維持管理等の再委託に関する事項」の末尾にある『記載上の注意』にて、『3. 第XX条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第XX条第X号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第XX条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置の概要を「6. 備考」の欄に記載すること。』と定められています。
  - ✓ 上記記載に基づいて再委託に関する事項の記載を省略しているにもかかわらず、『6. 備考欄』に「講じた措置の概要」の記載がないケースが散見されますので注意してください。

一例

事業年度	外国政府等の名称	割合(%)
2 ヘーネンジ		

### (記載上の注意)

- 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。
  - 重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
  - 第XX条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第XX条第X号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第XX条各号に掲げる場合に該当することを説明する書類を添付するとともに、講じた措置の概要を「6. 備考」の欄に記載すること。

「6. 備考欄」に記載すべきケースに該当していないか、  
提出前に再度御確認願います。

# **別紙**

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
小売電気事業	—	—	—	—	—
一般送配電事業	<b>電気事業法第2条第1項 第9号に規定する一般送配 電事業者</b> （全者を指定）	沖縄電力株式会社 関西電力送配電株式会社 九州電力送配電株式会社 四国電力送配電株式会社 中国電力ネットワーク株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東北電力ネットワーク株式会社 北陸電力送配電株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	<b>需給制御システム</b> ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視制御サーバ</li> <li>・需給演算サーバ</li> <li>・需給制御業務アプリケーション、OS、ソフトウェア</li> </ul>	
			<b>系統制御システム</b> ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視制御サーバ</li> <li>・操作サーバ</li> <li>・系統制御業務アプリケーション、OS、ソフトウェア</li> </ul>
① 電 気	<b>電気事業法第2条第1項 第11号に規定する送電事 業者</b> （全者を指定）	電源開発送変電ネットワーク株式会社 福島送電株式会社 北海道北部風力送電株式会社	<b>系統制御システム</b> ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視制御サーバ</li> <li>・操作サーバ</li> <li>・系統制御業務アプリケーション、OS、ソフトウェア</li> </ul>
配電事業	<b>電気事業法第2条第1項 第11号の3に規定する配 電事業者</b> （全者を指定）	指定事業者なし （現在営んでいる事業者が存在しないため）	<b>需給制御システム</b> ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視制御サーバ</li> <li>・需給演算サーバ</li> <li>・需給制御業務アプリケーション、OS、ソフトウェア</li> </ul>	
			<b>系統制御システム</b> ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視制御サーバ</li> <li>・操作サーバ</li> <li>・系統制御業務アプリケーション、OS、ソフトウェア</li> </ul>
特定送配電事業	—	—	—	—	—

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
① 電気  発電事業	所有する発電設備：発電 設備ごとの出力が50万 kW以上  ※我が国の発電容量の大半を確保 できる数値として設定。	秋田由利本荘オフショアウインド合同会社 鹿島パワー株式会社 株式会社コベルコパワー神戸 株式会社コベルコパワー神戸第二 株式会社コベルコパワー真岡 株式会社JERA 株式会社千葉袖ヶ浦パワー 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 常磐共同火力株式会社 相馬共同火力発電株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 つがるオフショアエナジー合同会社 電源開発株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社 東北電力株式会社 勿来IGCCパワー合同会社 日本原子力発電株式会社 日本製鉄株式会社 ひびき発電合同会社 姫路天然ガス発電株式会社 姫路天然ガス発電3号合同会社 広野IGCCパワー合同会社 福島ガス発電株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 三菱重工業株式会社 村上胎内洋上風力発電株式会社	<b>出力制御装置</b> ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作	・監視制御サーバ ・各種制御装置（ボイラー監視制 御装置、タービン監視制御装置 等） ・アプリケーション、OS等のソフト ウェア
特定卸供給事業	集約する電気：50万kW 以上  ※発電事業と同様。	E-Flow合同会社 エネルギークス・ジャパン株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社	<b>エネルギー管理 システム</b> ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。		・監視制御サーバ ・アプリケーション、OS等のソフト ウェア

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
ガス小売事業	—	—	—	—	—
② ガス	一般ガス導管事業	ガスメーター取付数：30万個以上 ※我が国の需要家数の大宗を確保できる数値として設定。	大阪ガスネットワーク株式会社 株式会社エナジー宇宙 京葉ガス株式会社 西部ガス株式会社 静岡ガス株式会社 仙台市ガス局 東京ガスネットワーク株式会社 東邦ガスネットワーク株式会社 広島ガス株式会社 北陸ガス株式会社 北海道ガス株式会社	高中圧ガス供給設備 制御システム ※ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・監視制御サーバ ・アプリケーション、OS等のソフトウェア
	特定ガス導管事業	年間の託送供給量が10億m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、 一般ガス導管事業者の導管に接続する導管を維持・運用する事業者 ※一般ガス導管事業者の供給区域等に多量のガス供給を実施している者を指定。	扇島都市ガス供給株式会社 株式会社INPEX JAPAN 株式会社JERA 石油資源開発株式会社	高中圧ガス供給設備 制御システム ※ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作
	ガス製造事業	生産能力が20万m <sup>3</sup> /h以上である製造所を維持・運用する事業者 ※我が国のがス製造能力の大半を確保できる数値として設定。	大阪ガス株式会社 株式会社INPEX JAPAN 株式会社JERA 関西電力株式会社 清水エル・エヌ・ジー株式会社 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社 東京ガス株式会社 東邦ガス株式会社 ひびきエル・エヌ・ジー株式会社 北海道ガス株式会社	ガス製造設備制御システム ※ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・監視制御サーバ ・各種制御装置（貯蔵タンク制御装置、気化器制御装置等） ・アプリケーション、OS等のソフトウェア

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
③ <b>石油</b>	<p><b>石油備蓄法第二条第五項</b> <b>に規定する石油精製業者</b>で あって、石油蒸留設備を有す る事業者</p> <p>※石油精製業の全事業者を指定。</p>	出光興産株式会社 ENEOS株式会社 大阪国際石油精製株式会社 鹿島アロマテイクス株式会社 鹿島石油株式会社 コスモ石油株式会社 昭和四日市石油株式会社 太陽石油株式会社 東亜石油株式会社 富士石油株式会社	<b>制御システム</b> ※石油供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作	・CPU（演算処理装置） ・制御アプリケーション、ソフトウェア
	<p>・輸入量に占める割合：  <b>1%以上</b> かつ</p> <p>・主たる用途：<b>燃料用途</b></p> <p>※我が国の石油ガス輸入量の大宗を 確保できる基準として設定。</p>	アストモスエネルギー株式会社 岩谷産業株式会社 ENEOSグループ株式会社 大阪ガス株式会社 株式会社ジャパンガスエンジニア ジクシス株式会社 全国農業協同組合連合会 東京ガス株式会社	<b>制御システム</b> ※石油ガス供給のため重要な 中央制御を司ることから対象と する。		・CPU（演算処理装置） ・制御アプリケーション、ソフトウェア

## 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
④ <b>水道</b>	<b>簡易水道事業以外 の水道事業</b>  <b>給水人口：100万人超</b> ※応援給水による代替供給が困難となる水準として、給水人口100万人超を設定。	札幌市（札幌市水道事業） 仙台市（仙台市水道事業） さいたま市（さいたま市水道事業） 千葉県（千葉県水道事業） 東京都（東京都水道事業） 神奈川県（神奈川県水道事業） 横浜市（横浜市水道事業） 川崎市（川崎市水道事業） 名古屋市（名古屋市水道事業） 京都市（京都市水道事業） 大阪市（大阪市水道事業） 神戸市（神戸市水道事業） 広島市（広島市水道事業） 北九州市（北九州市水道事業） 福岡市（福岡市水道事業）	<b>浄水施設の監視制御 システム</b> ※浄水処理のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	•維持管理 •操作	•浄水処理の監視制御サーバ •浄水処理の監視制御に関するOS（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く） •浄水処理の監視制御に関するミドルウェア（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く） •浄水処理の監視制御に関するアプリケーション（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く）
	<b>水道用水供給事業</b>  <b>1日最大給水量：50万 m<sup>3</sup>超</b> ※水道事業と同等の水準として設定。 ※利用者に直接供給する者ではないため、給水人口ではなく1日最大給水量で設定。	宮城県（仙南・仙塩広域水道用水供給事業） 埼玉県（埼玉県水道用水供給事業） 愛知県（愛知県水道用水供給事業） 沖縄県（沖縄県水道用水供給事業） 北千葉広域水道企業団（北千葉広域水道用水供給事業） 神奈川県内広域水道企業団（神奈川県内広域水道用水供給事業） 大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団水道用水供給事業） 阪神水道企業団（阪神水道企業団用水供給事業）	—	—	—
	簡易水道事業	—	—	—	—

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑤ 鉄道	<b>第一種鉄道事業</b>  旅客営業キロ： <b>1,000km以上</b> ※中長距離輸送における大量、高速、定時性の観点から、代替困難性に着目して設定。	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	<b>列車運行管理システム</b> ※列車運行のため重要な進路制御を集中的に行うことから対象とする。		・進路制御系に係るサーバ装置 ・進路制御系に係るネットワーク装置 ・OS ・進路制御系に係るプログラム
⑥ 貨物自動車運送	<b>一般貨物自動車運送事業</b>  ・車両数：5,000台以上 かつ ・輸送実績等から見て全国各地への貨物の輸送を行うことができると認められるものであること ※全国に6万事業者存在する業界特性・振替輸送による代替可能性の観点から、代替困難となる事業者を安定的に指定する基準として設定。	ヤマト運輸株式会社 日本通運株式会社 佐川急便株式会社	<b>輸配送管理システム</b> ※配送される貨物の中央管理を司ることから対象とする。 (①配車管理機能 又は ②運送状況の確認機能)	・維持管理 ・操作	・配車計画等又は貨物運送情報に係るサーバ装置 ・配車計画等又は貨物運送情報に係るプログラム
⑦ 外航海運	<b>貨物定期航路事業 及び不定期航路事業</b> のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間ににおいて貨物を運送するもの  輸送量、運航隻数のシア：いざれも10%以上 ※輸送量、運航隻数のカバー率に着目し、その半数程度をカバーできる数値として設定。	日本郵船株式会社 株式会社商船三井 川崎汽船株式会社	<b>荷役管理システム</b> ※貨物の積卸に必要な配置計画を一元作成することから対象とする。		・積付け計画作成に係るサーバ装置 ・積付け計画作成に係るソフトウェア

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑧ 港湾運送	<p><b>年間コンテナ取扱量が80万個（TEU※）以上の港湾のコンテナターミナルでコンテナ荷役を行う者</b></p> <p>※TEU：20フィートのコンテナに換算したコンテナ取扱量</p> <p>※コンテナ取扱量に着目し、その約3/4をカバーするものとして設定</p>	旭運輸株式会社 東海運株式会社 伊勢湾海運株式会社 株式会社宇徳 株式会社上組 近畿港運株式会社 京濱港運株式会社 山九株式会社 株式会社ジェネック 商船港運株式会社 鈴江コーポレーション株式会社 株式会社住友倉庫 相互運輸株式会社 第一港運株式会社 株式会社タイトコーポレーション 株式会社辰巳商会 東海協和株式会社 東京国際埠頭株式会社 東洋埠頭株式会社 ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社 株式会社日新 日東物流株式会社 日本通運株式会社 博多港運株式会社 株式会社フジトランスコーポレーション 丸全昭和運輸株式会社 三井倉庫株式会社 三井倉庫港運株式会社 三菱倉庫株式会社 名港海運株式会社 郵船港運株式会社 株式会社ユニエックスN C T	<b>ターミナルオペレーションシステム（TOS）</b> ※コンテナ荷役の実施に必要な計画作成や管理を一元的に司ることから対象とする	・維持管理 ・操作	・計画の作成等に係るサーバ装置 ・計画の作成等に係るソフトウェア

## 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑨ 航空	<b>国内定期航空運送 事業 国際航空運送事業</b> 特定本邦航空運送事業者における国際線及び国内線の運航便数のシェア： <b>25%以上</b> ※運航便数のカバー率に着目し、その半数以上をカバーできる数値として設定。	全日本空輸株式会社 日本航空株式会社	<b>飛行計画作成システム</b> ※航空機の運航に不可欠な飛行計画を作成することから対象とする。		・計画作成に係るサーバ装置 ・OS ・計画作成に係るプログラム
⑩ 空港	<b>空港の設置及び管 理を行う事業 空港に係る公共施 設等運営事業</b> ・年間旅客数： <b>1,000万 人以上</b> かつ ・国際航空輸送網又は國 内航空輸送網の拠点とな る空港（国管理空港を除 く）を管理・運営 ※社会経済上のインパクトが大きい大 規模空港をカバーするものとして、年 間旅客数に着目して設定（国管理 空港は指定対象外）。	成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 関西エアポート株式会社 福岡国際空港株式会社 北海道エアポート株式会社 中部国際空港株式会社	<b>飛行場灯火定電流調 整装置システム</b> ※航空機の安全な離着陸を援助する灯火の制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作	・制御基板 ・操作・監視表示パネル ・電流制御ソフトウェア

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑪ 電気通信	<p>登録をする電気通信事業 届出をする電気通信事業</p> <p>※上記の基準に該当する者の固定通信アクセス回線数シェアが過半を占める。</p> <p>※上記の基準に該当する者の海底ケーブル回線数シェアが過半を占める。</p> <p>※今後の基幹的な携帯電話網となる5Gを提供。</p> <p>※国民生活の基盤となるメッセージ交換サービスを国民の過半数以上に提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種指定電気通信設備を設置する者（当該者に県間通信に係る役務を提供する者を含む。）又は</li> <li>・国際海底ケーブルの回線数シェアが<b>10%以上</b>の者又は</li> <li>・<b>5G開設計画の認定</b>を受けた者 又は</li> <li>・メッセージ交換サービスのうち、利用者数が<b>6,000万人</b>以上であって、かつ<b>公共サービスに利用</b>されているものを提供する者</li> </ul>	<p>N T T 東日本株式会社 N T T 西日本株式会社 N T T ドコモビジネス株式会社 N T T リミテッド・ジャパン株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 LINEヤフー株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換機能を有する設備</li> <li>・電気通信設備の制御機能を有する設備</li> <li>・通信の接続又は認証に係る加入者管理機能を有する設備</li> <li>・海底ケーブルシステムの制御・監視機能を有する設備</li> <li>・メッセージ機能に係る設備</li> </ul> <p>※電気通信の交換や制御等を司ることから対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理</li> <li>・操作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用ソフトウェア</li> <li>・ノードデバイス</li> <li>・基盤システム</li> <li>・業務アプリケーション</li> <li>・OS</li> <li>・サーバー</li> <li>・運用、監視又は保守に係る機能を有するシステム</li> <li>・メッセージサービスに係る情報伝達するためのシステム</li> </ul>
電気通信事業法 第164条第1項各号に掲げる電気通信事業	—	—	—	—	—

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指 定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
衛星基幹放送	—	—	—	—	—
移動受信用地上基幹 放送	—	—	—	—	—
⑫ 放送	地上基幹放送	<p>テレビジョン放送を行うもののうち、            •自社制作番組比率：  <b>25%以上</b>かつ            •放送対象地域における世帯数：<b>全国の世帯数の25%以上</b>（注1）            である者            ※自社制作番組比率が低く、カバーする世帯数が限定的な放送は、役務の安定的な提供を欠いたとしてもその影響が限定的。</p> <p>注1 直近のテレビ普及率と国勢調査の世帯数ベースに計算した場合には、放送受信可能世帯数として1300万世帯に対応</p>	日本放送協会 日本テレビ放送網株式会社 株式会社テレビ朝日 株式会社TBSテレビ 株式会社フジテレビジョン 株式会社テレビ東京	<b>番組送出設備</b> ※放送を行うため重要な放送番組の送出を司ることから対象とする。	•エンコーダ •多重化装置  •維持管理 •操作
⑬ 郵便	郵便事業	<b>郵便の役務をあまねく、公平に提供する者</b> （郵便事業者全者を指定）	日本郵便株式会社	<b>配達総合情報システム</b> ※配達原簿情報を一括管理していることから対象とする。	•業務アプリケーション •OS •サーバー •区分機

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑯ 金融	<p>銀行業を営む者のうち次の基準に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金残高： <b>10兆円以上</b> 又は</li> <li>・口座数： <b>1,000万口座以上</b> 又は</li> <li>・ATM台数：<b>1万台以上</b></li> </ul> <p>※指定事業者の預金残高シェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。</p> <p>※加えて口座数やATM台数が多く、その役務の機能停止の影響が広範に及び得る銀行も規制対象とする。</p> <p>※銀行間の取引に用いられる全銀ネットも別途の事業（資金清算業）で規制対象としている。</p>	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行 三井住友信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社セブン銀行 楽天銀行株式会社 株式会社ローソン銀行 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社静岡銀行 株式会社福岡銀行 株式会社北洋銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社SBI新生銀行 株式会社西日本シティ銀行	預金・為替取引システム	・維持管理 ・操作	・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置
		信金中央金庫 労働金庫連合会 全国信用協同組合連合会 農林中央金庫			
		—	—	—	—
資金移動業	<p>資金移動業を営む者のうち次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数：<b>1,000万人以上</b> かつ</li> <li>・年間取扱額：<b>4,000億円以上</b></li> </ul> <p>※指定事業者の利用者数の合計が5割超を確保できる数値を目安として設定するとともに取扱額も考慮。</p>	株式会社メルペイ PayPay株式会社	為替取引システム	・維持管理 ・操作	・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置
上記以外のもの（信用組合等の協同組織金融機関が行うもの等）	—	—	—	—	—

注2 労働金庫連合会が行うものと労働金庫が行うのとを分けて定めることができないことから指定対象としている。ただし、労働金庫が行うものであって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいと考えられるものはないことから、指定基準を定めないこととする。

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑯ 金融	<p>保険業を行う者のうち次の基準に該当するもの</p> <p>【生命保険業免許を受けた者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金等支払金（解約返戻金、その他返戻金及び再保険料を除く）：<b>1兆円以上</b> 又は</li> <li>・契約件数：<b>2,000万件以上</b></li> </ul> <p>※指定事業者の保険金等支払金（解約返戻金、その他返戻金及び再保険料を除く）のシェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。</p> <p>※加えて契約件数が多く、役務の機能停止の影響が広範に及び得る生保も規制対象とする。</p> <p>【損害保険業免許を受けた者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元受正味保険金：<b>1兆円以上</b> 又は</li> <li>・契約件数：<b>2,000万件以上</b></li> </ul> <p>※指定事業者により元受正味保険金のカバー率5割超を確保できる数値を目安として設定。</p> <p>※加えて契約件数が多く、役務の機能停止の影響が広範に及び得る損保も規制対象とする。</p>	<p>アフラック生命保険株式会社 株式会社かんぽ生命保険 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社</p>	<p><b>保険金支払システム</b></p> <p>※保険金支払の中心的な業務処理を担うことから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置</p>
取引所金融商品市場 の開設の業務を行 う事業	<p><b>取引所金融商品市場の開設の業務を行 う事業を行う者</b>（その開設する有価証券の売買を行 う取引所金融商品市場において、有価証券の総 売買代金が75兆円未満であるものを除く。）</p> <p>※有価証券の売買を行う取引所金融市場のうち、総売買代 金が少額であるものは影響が少ないため除外。</p>	<p>株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所 株式会社東京金融取引所</p>	<p><b>売買システム</b></p> <p>※取引所の中心的な業務処理を担うことから対象とする。</p>		

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑯ 金融	金融商品債務引受業	・金融商品取引法第156条の2の免許 又は ・第156条の19第1項の承認 を受けた者 (免許・承認を受けた者全者を指定)	株式会社日本証券クリアリング機構 株式会社ほるりクリアリング 株式会社東京金融取引所	清算システム ※清算業務処理の中心的な業務処理を担うことから対象とする。	・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置 ・維持管理 ・操作
	第一種金融商品取引業	第一種金融商品取引業を行う者のうち次の基準に該当するもの ・預り資産残高：30兆円以上 又は ・口座数：500万口座以上 ※指定事業者の預り資産のシェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。 ※加えて口座数の多い事業者も規制対象とする。	株式会社SBI証券 みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 野村證券株式会社 楽天証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	注文約定システム ※第一種金融商品取引業の中心的な業務処理を担うことから対象とする。	
	信託業	信託業を営む者のうち信託財産額（再信託等した額を除く。）が300兆円以上であるもの ※指定事業者の信託財産額(再信託等した額を除く。)のシェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。	株式会社日本カストディ銀行 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	財産管理システム ※信託業の中心的な業務処理を担うことから対象とする。	
	資金清算業	資金決済に関する法律第64条第1項の免許を受けた者 ※上記の免許を受けた資金清算機関は、金融機関間の資金決済を集中的に清算するため、指定対象とする。	一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク	資金清算システム ※資金清算業の中心的な業務処理を担うことから対象とする。	

# 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑯ 金融	<b>第三者型前払式支払手段（資金決済に関する法律第4条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業</b>	<p>第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業を行う者のうち次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間発行額： <b>1兆円以上</b>かつ</li> <li>・その発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる<b>加盟店の数が1万店以上</b></li> </ul> <p>※指定事業者の発行額の合計が5割超を確保できる数値を目安として設定するとともに加盟店数も考慮。</p>	<p>イオンフィナンシャルサービス株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 株式会社セブン・カードサービス PayPay株式会社 株式会社バスモ auペイメント株式会社 楽天Edy株式会社</p>	<b>前払式支払手段の発行に係るシステム</b> ※前払式支払手段発行業務の中心的な業務処理を担うことから対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア</li> <li>・サーバ装置</li> </ul>
	<b>預金保険法第34条に規定する業務を行う事業</b>	<b>預金保険法第34条に基づき事業を行う者</b> (当該事業を行う者全者を指定)	預金保険機構	<b>破綻処理業務システム</b> ※破綻処理の中心的な業務処理を担うことから対象とする。	
	<b>農水産業協同組合貯金保険法第34条に規定する業務を行う事業</b>	<b>農水産業協同組合貯金保険法第34条に基づき事業を行う者</b> (当該事業を行う者全者を指定)	農水産業協同組合貯金保険機構		
	<b>振替業</b>	<b>社債、株式等の振替に関する法律第3条第1項の指定を受けた者</b> ※上記の指定を受けた振替機関は、振替口座簿における株主等の権利の発生・移転・消滅の管理を集中的に担うため、指定対象とする。	株式会社証券保管振替機構	<b>振替システム</b> ※振替業の中心的な業務処理を担うことから対象とする。	
	<b>電子記録債権法第51条第1項の指定を受けた者</b> (電子記録債権の残高が1兆円未満である者を除く) ※債権額が少額の者は、電子債権の発生・譲渡・消滅の新規の記録が行えなくなったとしても、影響が限定的。	日本電子債権機構株式会社 みずほ電子債権記録株式会社 株式会社全銀電子債権ネットワーク	<b>電子債権記録システム</b> ※電子債権記録業の中心的な業務処理を担うことから対象とする。		

## 規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和7年7月1日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑯ <b>クレジットカード</b>	<p><b>包括信用購入あっせんの業務を行う事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード等の会員契約数： <b>1,000万以上</b> かつ</li> <li>・年間取扱高：<b>4兆円以上</b></li> </ul> <p>※年間取扱高、会員契約数それぞれのシェアの合計が大半を確保できる数値を目安として設定。</p>	<p>株式会社イオン銀行 株式会社NTTドコモ 株式会社クレディセゾン 株式会社ジェーシービー PayPayカード株式会社 三井住友カード株式会社 三菱UFJニコス株式会社 楽天カード株式会社</p>	<p><b>クレジットカード決済の承認等に係るシステム</b></p> <p>(①基幹処理 ②取引認証 ③決済電文受理 ④不正利用検知 ⑤信用照会 ⑥代行信用照会等) ※クレジットカードの取引の中心的な業務処理を担うことから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置</p>

## 改訂履歴

日付	ページ	改訂内容
2025-06-25	1 50 55 58	特定社会基盤事業者数を更新 貨物自動車運送の特定社会基盤事業者の指定基準、特定重要設備、構成設備を更新 銀行業の特定社会基盤事業者を2者追加 第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業の特定社会基盤事業者を3者追加
2025-07-01	53	電気通信の特定社会基盤事業者3者の名称変更